

平成26年6月4日

上限金利規制の緩和や総量規制を廃止する 貸金業法の改正に反対する会長声明

東京司法書士会
会長 清家 亮三

報道によると、自民党は、財務金融部会の下に小委員会を立ち上げ、貸金業法に規定される総量規制（個人の借入総額が年収の3分の1に制限される仕組み）の廃止や、一定の基準を満たした「優良」とされる業者に限り上限金利規制を緩和することについて議論を開始したということである。

現行の貸金業法は、平成18年12月13日に国会において全会一致で成立し、平成22年6月18日に完全施行された。

この現行貸金業法の完全施行と、セーフティネット貸付けの提供やヤミ金融の取締りの強化などを柱とする多重債務問題改善プログラムが両輪となり、これまでに多重債務問題は確実に改善に向かってきた。5件以上の借入れを行っている人の数は平成18年から平成25年にかけて大幅に減少し、同様に自己破産申立件数も減少している。負債（多重債務）を原因として自死に追い込まれた人の数もまた平成19年から平成25年にかけて右肩下がり減少している。さらには、ヤミ金融被害の相談件数も年々減少し続けており、現行貸金業法の成立の際に一部で主張されていた「消費者金融から借りられなくなった者がヤミ金融から借りることが増大する」というような事態も生じていない。

このような状況において、上限金利規制の緩和や総量規制の廃止を強行したならば、多重債務、自己破産、そして自死に追い込まれる人々を再び増加させることは、過去の事実からも明らかである。

この点、消費者金融から借入れをしなければ生活が成り立たない状況に追い

込まれている人々の救済を根拠に、総量規制の廃止を容認する見解があるが、これらの人々の救済は、生活保護を利用できるにもかかわらず現実に利用できている世帯の割合が約2割程度（すなわち、憲法第25条により保障される生存権が脅かされている状況に置かれている人が多数存在する。）とされる現状の改善や、その他の社会保障及び公的融資制度の拡充によってこそ図るべきであり、前述の弊害をともしなう弥縫策によってそれを図れば、より事態を深刻化させることは明らかである。

また、資金繰りの悪化している中小企業や小規模事業者に対する資金供給を理由として、上限金利規制の緩和を容認する見解もあるが、この点についても事業破綻を招かないセーフティネット貸付けなどの拡充によってこそ図るべきことであり、金利規制を緩和して年29.2%もの高金利で貸付けをしても根本的な解決にはならないことは明らかである。

よって、当会は、上限金利規制の緩和や総量規制を廃止する貸金業法の改正については、断固として反対する。